

令和4年度 事業計画

高齢化の進展とともに、現役職業生活を終えても健康で働く意欲のある高齢者が増加する中、シルバー人材センターは、地域に密着して簡易で多様な就業機会を提供することにより高齢者の社会参加を促し、地域の活性化に貢献する公益社団法人として、さらにその機能を発揮することが期待されています。

一方、事業所における現行の65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされる改正高年齢者雇用安定法が令和3年（2021年）4月1日から施行され、高齢者の就業構造がさらに変化しつつあります。加えて、コロナ禍にあって全国的に受注・就業機会が減少し、また、会員数においては会員100万人達成計画の目標値の下方修正が避けられない状況となるなど、シルバー人材センターを取り巻く環境には大きな変化が生じており、当センターの実績においても会員数や契約額の減少傾向は例外ではありません。

令和4年度の事業運営に当たっては、こうした環境の変化に対応するのみならず、令和5年10月からの消費税のインボイス制度の施行による負担増への備えなども含め、シルバー人材センター事業を将来に向けて持続的に発展させていくための着実な取り組みを推進していくことが必要です。

シルバー人材センターの「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、会員・役職員が一丸となって、地域社会に貢献し期待に応えられるセンターづくりに努めてまいります。

1 基本方針

- (1) 安全・適正就業を推進する（安全・適正就業の推進）
- (2) 就業機会を確保・拡充する（就業機会の確保・拡充）
- (3) 会員を増強するとともに、普及啓発を促進する（会員の増強と普及啓発の促進）
- (4) 組織体制と法人運営基盤を確立する（組織体制・法人運営基盤の確立）

2 事業計画

(1) 安全・適正就業の推進

- ア 安全適正委員会を中心として「安全作業基準」を策定するとともに、安全パトロールを実施するなど、就業中の事故を防止するための活動や啓発を推進します。
- イ 技能講習会や職群会議を通じて、安全な作業のための知識・技能の習得と安全就業の意識を啓発します。
- ウ 年1回の健康診断や健康管理について、会報等を通じ、健診受診と会員の自己管理を促し、就業上の事故防止につながるよう努めます。
- エ 就業上の事故等により会員に不測の損害が生じることのないよう、多様な業務に対応し、適切な就業形態の確保と、適正な賠償責任・傷害補償及び自己負担の体系を推進します。

(2) 就業機会の確保・拡充

- ア 会員の就業意識の変化や事業所等が必要とする仕事内容に対応し、シルバー派遣による就業のさらなる拡充を図ります。
- イ 行政需要の変化に伴う公共分野における受注機会の拡充を図ります。
- ウ 未就業会員の意向を把握することにより、会員の就業希望に応じた仕事の受注機会の確保に努め、仕事と就業のマッチングを推進します。
- エ 仕事の需要に応じた受注が可能となるよう、会員募集や技能講習等を通じて必要な技能を有する会員の増強を図り、受注と就業機会の拡大を図ります。
- オ 会員が求める就業、発注者や地域社会に必要とされる就業、適切な収支の均衡による持続可能な就業などの観点から、新たな就業機会の開拓に努めるとともに、既存事業についても必要な見直しを進めます。

(3) 会員の増強と普及啓発の促進

- ア 第2次会員100万人達成計画の目標値の見直しを踏まえ、センター事業の充実と発展をベースとする好循環により、会員増を目指します。
- イ 入会初年度の会費や未就業会員の会費の扱い、会費の納入手続等の見直しにより、会員数の維持・増加に努めます。

ウ 会員満足度の向上を図るとともに、会員による勧誘や口コミによる新規会員の増加に努めます。

エ ポイントカード制度の活用やサークル活動の支援等により、就業のみならず、ボランティア活動やサークル活動による会員の活動や交流機会を通じて、センターのPRや会員の退会抑制を図ります。

オ 入会相談会や入会説明会の実施、センターホームページの充実、焼津市広報への掲載、その他の広告媒体等を活用してセンター事業と会員募集の情報発信を推進し、普及啓発を図ります。

(4) 組織体制・法人運営基盤の確立

ア 令和2年度以前4年度にわたる口座未入金が発生に伴い、事案の解決に取り組むとともに、2度とこのような不正が生じることのないよう会計処理の改善を中心とする再発防止策を徹底します。

イ 契約金のコンビニ収納の導入など、センター運営の基礎となる事務局業務の改善と再構築を推進し、その成果が会員や発注者に還元されるよう努めます。

ウ 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、会員へのスマートフォン経由の情報連絡・共有システムの検討など、センター業務におけるデジタル化の推進によるサービス向上と業務の効率化を推進します。

エ 老朽化し手狭となっている事務所の移転問題について、将来に向けて事業運営の持続的な発展が可能となるよう、さらに検討を進め、課題解決を図ります。

オ 令和5年10月からの消費税のインボイス制度の施行に関する動向を注視し、施行に伴う事務処理変更等の準備と経費の負担増への対応を的確に行います。

カ センター業務の個別分野に応じて設置している部会及び委員会の活動の充実を図るとともに、必要に応じて所掌事項の点検と設置体制の見直しを図ります。